平成28年10月6日 号 外

□ 選挙運動に関する支出金額の制限額 数及び三分の一の数 を有する者の総数の五十分の一の の一の		岡山県公報
# 選	:	発行
		上
		担当課(室)

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第九十一号

平成二十八年十月二十三日執行の岡山県知事選挙において、候補者一人が選挙運動に

関し支出することのできる金額の制限額は、三五、四〇七、〇〇〇円である。

平成二十八年十月六日

岡山県選挙管理委員会

岡本研

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

◎岡山県選管告示第九十二号

て得た数とを合算し する者の総数の三分 兀 十万を超える数に 関する法 て得 を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じ 項、 選挙権を有す (昭 八十 和二十二年法律第六十七号) (昭和 その て得た数) 0 条第 総数が 一六分の 三十一 る者 の数 \mathcal{O} 総数の 年法律第百六十二号) 項及び第八 は、 八十万を超える場合にあ 一を乗じて得た数と四十万に三分の (その総数が四十 次 五十分の のとおりであ 十六条第 第七十四条第 0) 万を超え て得 数並 第八 項 並 びに た数と四十万に三分の 0 び て 八 八十万以 同法第七 はそ に地方教 項及び 項に \mathcal{O} を乗じ 育行 十万を超える数に 規定する選挙権を 十六条第 場合に 十五 0 組織

平成二十八年十月六日

尚山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

定する場合を除 を乗じて得た 総数が 地方自治法第八十条第 選挙権を有す 選挙権を有する者の総数 三分の て得 を超える数に 0 四十万を超え た数とを合算して得 一を乗じ る場合に 数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算し る者 四十万を超える数に六分の 分のの $\bar{\mathcal{O}}$ て得た数とを合算し 総数 あ 八十万以下の場合にあ ってはその 一を乗じ 0 項に規定する選挙権を有する者 \mathcal{O} 三分の た数、 五. 分 て得た数と四十万 その 0 八十万を超える数に八分の \mathcal{O} 総数が 数 \mathcal{O} て得た数) (その総数が四十万を超え八十万 0 てはその 八十 を乗じて得た数と四十万 に六分の 万を超える場合にあ (地方自治法第八十条第一 四十万を超える数に六分 0 総数 一を乗じて得た数と て得た数、 を乗じ の三分の Ξ て得た数と四 ては \mathcal{O} 以 項に 下 数 *の* 兀

尚 Ш 選 市 北 区 加 区 三八 選 区 市 九、

を乗じ

て得た数と四

十万に三分の

を乗じ

て得た数とを合算し

して得た

平成28年10月6日 岡山県公報 号外

									ı
				五 四 四	一八、	市	社	総	***
五、八〇四	郡	米	久	〇 五 六	一六、	小 田 郡	市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	井 原	
一三、一二六	浅 口 郡	日市・公	浅	五三六	一四、	市	岡	笠	
八、七三五	英 田 郡	作市・サ	美	七〇三	一七、	市	野	玉	
一川、七川四	真庭郡	庭市・古	真	三七、一九九	三七、	田 郡 郡	市・苦	勝津山	
一二、三六八	市	磐	赤	11111	一三四、三二	都 窪 郡	市•	倉 敷	
10, 4114	内市	戸	瀬	四六、五一一	四六、	南区	市	岡山	
一四、五九七	和 気 郡	前市・	備	二六、七八五	114、	東区	市	岡山	
八、九二四	市	見	新	六 四 九	三九、	中区	市	岡山	